

北上市印鑑規則の一部を改正する規則

北上市印鑑規則（平成3年北上市規則第98号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第11条 条例第14条の印鑑登録証明書交付申請書は、様式第11号によるものとする。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第11条 条例第14条第1項の印鑑登録証明書交付申請書は、様式第11号によるものとする。<u>ただし、市長が設置する端末機（市の電子計算機と電子通信回路で接続された端末機であつて、当該端末機の操作により印鑑登録証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。）に条例第14条第2項の個人番号カードを用いて暗証番号その他必要な事項を入力することにより申請をするときは、この限りでない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。